

仁愛大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 仁愛大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法に
遵い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人
間性の涵養と学術の理論及び応用の教授研究を通し、その深奥を究めて、社会の発展
に貢献する有為な人材を育成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成す
るため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表す
るものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 組織

(課程、研究科、専攻及び学生定員)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

2 本大学院において設置する研究科、専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人間学研究科	心理学専攻	12名	24名

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第4条 本大学院に研究科長、教育職員(教授、准教授、講師、助教、助手)、事務職員、
技術職員、その他の職員を置く。

2 前項の教育職員については、学部の専任教員をもって充てることができる。

3 第1項の事務職員については、大学職員をもって充てる。

第4章 研究科会議

(研究科会議)

第5条 研究科に研究科会議を置く。

(研究科会議の構成)

第6条 研究科会議は、研究科長及び研究科に所属し、研究指導を担当する教授をもっ
て組織する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科会議が必要と認めるときは、その他の教員を加え
ることができる。

(研究科会議の審議事項)

第7条 研究科会議は、研究科に関する次の事項について学長の諮問に応じ審議する。

- 一 教育及び学術研究に関する事項
- 二 学則及び学内諸規程の制定、改廃に関する事項
- 三 教員の人事に関する事項
- 四 学生の入学、退学、転学、留学及び休学に関する事項

- 五 学生の除籍に関する事項
- 六 修了及び学位に関する事項
- 七 学生の賞罰に関する事項
- 八 学生の厚生，補導に関する事項
- 九 その他教育研究上必要と認められる事項
(研究科会議の運営)

第8条 研究科会議は，研究科長が招集し，その議長となる。

2 研究科会議の運営に関しその他必要な事項は，別に定める。

第5章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限及び在学年限)

第9条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2 学生は，4年を超えて在学することはできない。ただし，第18条及び第19条の規定により入学を許可された者は，第26条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

3 学生が，職業を有している等の事情により，第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを希望する場合は，別に定めるところにより，当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

第6章 学年，学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず，学長が必要と認めたときは，前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は，次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春期休業 3月10日から3月31日まで

夏期休業 8月1日から9月20日まで

冬期休業 12月24日から1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず，学長が必要と認めたときは，前項の休業日を変更し，又は休業日に授業を行い，若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第7章 入学，退学及び休学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は，学年の始めとする。ただし，第18条及び第19条の規定により入学する者については，学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第 83 条に規定する大学(以下この項において「大学」という。)を卒業した者
- 二 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に 3 年以上在学した者のうち、優れた成績をもって所定の単位を修得したと本大学院が認めた者
- 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本大学院に入学を志願する者は、検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 前項の提出すべき書類及び提出の時期・方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行い、研究科会議の議を経て合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 合格者は、所定の期日までに、誓約書及び身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は、合格を取消することができる。
- 3 学長は、第 1 項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学等)

第18条 学長は、他の大学院を修了し、若しくは退学した者又は他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願する者がいるときは、欠員の状況等により、選考の上、研究科会議の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、次条の規定により退学を許可された者で、本大学院に再入学を志願す

る者があるときは、欠員の状況等により、選考の上、研究科会議の議を経て、入学を許可することができる。

(退学)

第20条 学長は、やむを得ない事情により退学しようとする者があるときは、本人の願い出により研究科会議の議を経て退学を許可することができる。

(転学)

第21条 学長は、他の大学の大学院への入学を志願する者があるときは、本人の願い出により、研究科会議の議を経て転学を許可することができる。

(留学)

第22条 学長は、外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者があるときは、本人の願い出により、研究科会議の議を経て、留学を許可することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第9条に定める在学年限及び第34条に定める在学期間に算入することができる。

(休学)

第23条 学長は、疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者があるときは、本人の願い出により、研究科会議の議を経て、休学を許可することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は研究科会議の議を経て、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条に定める在学年限及び第34条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 学長は、休学期間が満了するとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、本人の願い出により、研究科会議の議を経て、復学を許可することができる。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、研究科会議の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第9条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 休学期間が通算して2年に達してもなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(編入学等の場合の取扱)

第26条 第18条又は第19条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第27条 本大学院において開設する授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(免許・資格等に関する授業科目)

第28条 前条に定めるもののほか、免許・資格等に関する授業科目を置くことができる。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要と研究科会議が認める場合には、単位の計算を変更することができる。

(履修する授業科目の届出)

第30条 学生は、その年度に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目の種類によっては、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第32条 成績の評価は、A、B、C、D、Eをもって表わし、C以上を合格とする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第33条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科会議の議を経て、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第22条の定めにより、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。

3 認定手続等については、別に定める。

第9章 修了及び学位等

(修了要件)

第34条 本大学院、修士課程に2年(第18条又は第19条の規定により入学を許可された者にあつては第26条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定める修了要件の36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査及び試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その可否は、審査委員会の報告に基づき研究科会議が決定するものとする。

(学位)

第35条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

人間学研究科心理学専攻 修士(心理学)

2 学位に関し必要な事項は別に定める。

第10章 検定料，入学料，授業料等及びその他の費用

(検定料等の金額)

第36条 本大学院の検定料，入学料，授業料等の金額は，別表2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第37条 授業料等は，前期・後期の2期に分けて，4月及び10月の所定の期日までに納入しなければならない。ただし，特別の事情があると認められる者については，延納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中で退学し，又は除籍された者の当該学期分の授業料等は，徴収する。

2 停学期間中の授業料等は，徴収する。

(留学の場合の授業料等)

第39条 学期の全期間にわたり，留学を許可された者については，その学期の授業料等を免除する。

2 学期の中途において留学し，又は留学を終えた者は，その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第40条 学期の全期間にわたり，休学を許可され又は命じられた者については，その学期の授業料等を免除する。

2 学期の中途において，休学又は復学した者は，その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(その他の費用)

第41条 実験・実習費その他必要な費用(以下「その他の費用」という。)は，別にこれを徴収する。

2 学期の全期間にわたり，休学を許可され又は命じられた者及び留学を許可された者については，その学期の前項の費用を免除する。

3 学期の中途において，退学し，又は除籍された者，留学し又は留学を終えた者及び休学又は復学した者は，その学期の第1項の費用を全額納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第42条 納付した検定料，入学料，授業料等及びその他の費用は，原則として返付しない。

第11章 科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 学長は，本大学院において特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは，教育に支障のない限りにおいて選考の上，研究科会議の議を経て，科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には，単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科会議の議を経て、当該他大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育及び研究に支障のない限りにおいて選考の上、研究科会議の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科会議の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科会議の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第48条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科会議の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由なくて出席常でない者

四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 厚生保健

(健康管理)

第49条 学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設及びその利用方法については、別に定める。

(雑則)

第50条 この学則の改正は、評議会の議を経て、理事会において行う。

附 則

- 1 この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度における収容定員は，第 3 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 17 年度
人間学研究科	心理学専攻	12 名

附 則

この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 18 年度以前の入学生に係る別表 1 の適用については，従前のおりとする。

附 則

この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 19 年度以前の入学生に係る別表 1 の適用については，従前のおりとする。

附 則

この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 20 年度以前の入学生に係る別表 1 の適用については，従前のおりとする。

附 則

この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 21 年度以前の入学生に係る別表 1 の適用については，なお従前のおりとする。

別表1(第27条関係)

人間学研究科授業科目

区分	授業科目名	記号欄	単位数		備考
			必修	選択	
基礎科目群	心理学研究法特論	A		2	必修を含め18単位以上
	臨床心理学研究法特論	A		2	
	臨床心理学特論Ⅰ	☆	2		
	臨床心理学特論Ⅱ	☆	2		
	臨床心理面接特論Ⅰ	☆	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	☆	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ	☆	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	☆	2		
	臨床心理基礎実習	☆	2		
	臨床心理実習	☆	2		
基幹科目群	神経生理学特論	D		2	10単位以上
	心身医学特論	D		2	
	発達心理学特論	B		2	
	教育心理学特論	B		2	
	社会病理学特論	C		2	
	社会心理学特論	C		2	
	精神医学特論	D		2	
	障害者(児)心理学特論	D		2	
	産業心理学特論			2	
	人間学特論			2	
応用科目群	心理療法演習Ⅰ	E		2	4単位以上
	心理療法演習Ⅱ	E		2	
	グループアプローチ特論	E		2	
	老年心理学特論	D		2	
	障害者(児)心理事例研究			2	
	学校臨床心理学特論	E		2	
	心理療法特論	E		2	
	組織管理特論			2	
	産業心理調査解析			2	
研究指導科目					4単位
単位数合計			20	42	

(注1)履修方法及び修了要件

2年以上在学し、当該期間中に、

基礎科目群 18単位以上

基幹科目群 10単位以上

応用科目群 4単位以上

研究指導科目 4単位

合計 36単位

を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること。

(注2) 臨床心理士試験の受験資格を取得しようとする者については、記号欄の☆印の科目は必修とし、かつ、A群～E群の各科目群から必ず1科目以上を履修しなければならない。

別表 2 (第36条関係)

検定料, 入学料, 授業料等の金額

(単位: 円)

種 別		金 額
検 定 料		30,000
入 学 料		230,000 (115,000)
授 業 料 (年額)	1 年 生	553,000
	2 年 生	553,000
教育充実費 (年額)	1 年 生	300,000
	2 年 生	300,000

備考

- 1 入学料の項中 () 内の金額は, 本学出身者の入学料の額を示す。
- 2 学長は, 別に定めるところにより, この表に掲げる検定料等を減免することができる。